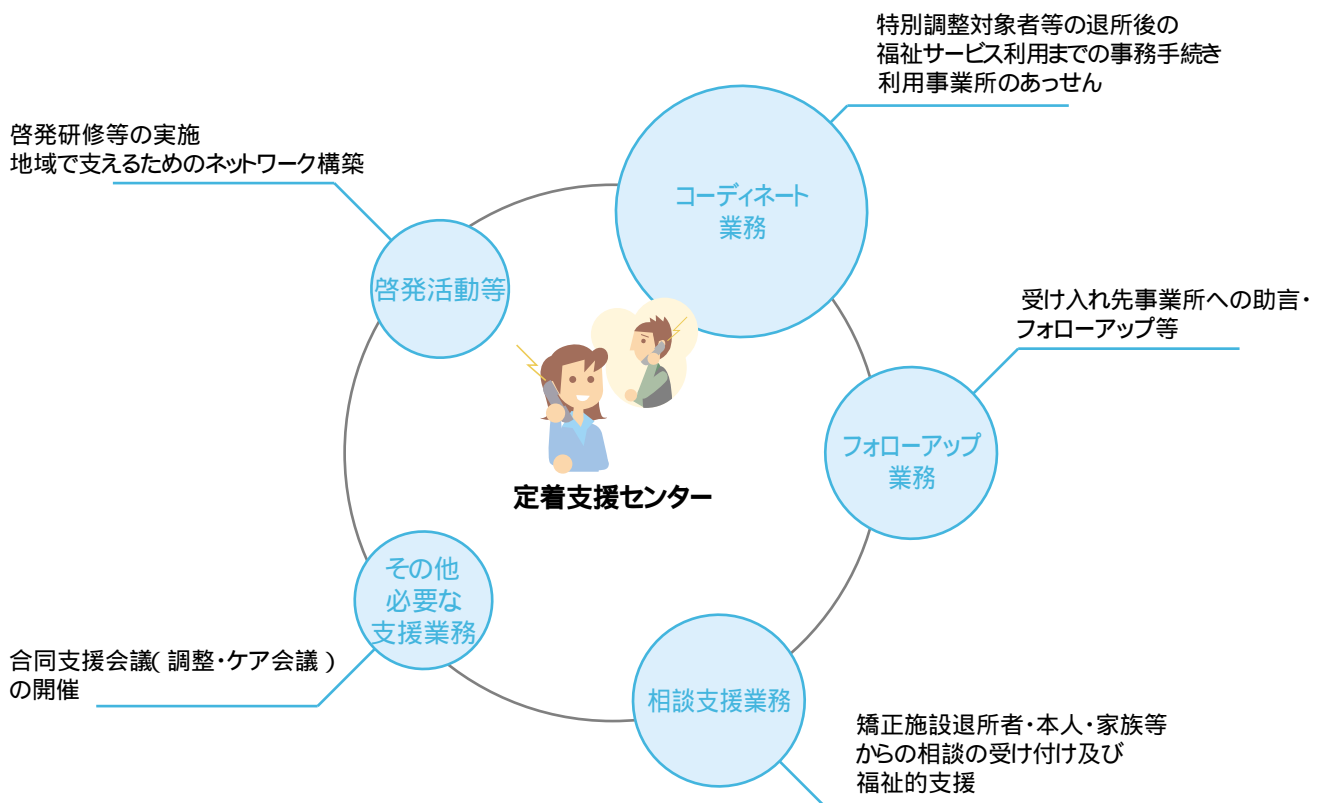


具体的な支援にあたって

定着支援センターの5つの業務	10
支援にあたって	
担当職員の配置のあり方	13
定着支援センターについてのQ & A	14
支援にあたってのタイムテーブル	15
福祉サービスにつなぐまで	
住民票・援護の実施の確定について	17
所得保障について	19
つなぐ福祉のサービスには どのようなもの(制度・ハード・ソフト)があるか	
障がい者福祉	22
高齢者福祉	28
保護施設(生活保護法)	35
シェルター機能を有する施設	37
その他のサービス・制度・事業	38

定着支援センターの5つの業務



地域生活定着支援センターの概要

具体的な支援にあたって

個人事例

効果的な支援のあり方について

今後の課題

資料集

業務1



コーディネート業務

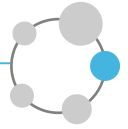
保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づき、矯正施設退所者等を対象として、必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあっせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。

- 保護観察所からの特別調整協力等依頼
- 支援対象者との面談・アセスメントの実施
- 円滑に福祉サービスへつなげるため、「福祉サービス等調整計画」の作成
- 援護の実施市町村との調整、住民票の設定
- 対象者の希望帰住地が他都道府県である場合には、「支援業務協力依頼書」(☞p95)にて帰住(予定)地の定着支援センターに対して、受け入れ先の確保及びその他必要な支援についての対応を依頼
- 障害者手帳の申請支援(療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- 障がい者福祉サービスの申請支援
- 高齢者福祉サービスの申請支援
- 医療保障(国民健康保険等の取得)
- 所得保障(障害基礎年金の申請、年金記録の確認、生活保護の申請準備等)
- 受け入れ先(帰住地、身元引受人、福祉事業所)の選定、確保
- 「合同支援会議(調整・ケア会議)」の実施
- 対象者の受け入れ先が確保された場合には、矯正施設所在地のセンターが「特別調整協力結果通知書」(☞p97)にて所在地保護観察所に提出
- 受け入れ先事業所への引継ぎ(矯正施設退所時に同行)
- 橋渡し(当該市町村の相談支援事業所等)




アセスメントのための現地調査

業務2



フォローアップ 業務

矯正施設から退所した後、福祉事業所等の利用を開始した対象者及び受け入れ先事業所に必要な助言等を行います。

- 受け入れ先事業所へのフェイスシート（アセスメント）作成等の助言
- 受け入れ先事業所へのモニタリング（状況聞き取り）及び訪問
- 受け入れ先事業所への処遇面の助言及び定期的な「合同支援会議（ケア会議）」の実施
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ
- 地域生活移行個別支援特別加算の「意見書」( p109) の発行
- 更生保護施設等との連携によるバックアップ体制の調整



受け入れ先事業所へ引き継いだ対象者の「合同支援会議（ケア会議）」

業務3



相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

- 本人、親族、弁護士、支援者等からの福祉相談（満期出所者、元特別調整対象者、退院者等）
- 矯正施設、更生保護施設等からの福祉相談
- 電話相談及び電話相談を受けての橋渡し（当該市町村の相談支援事業所、地域包括支援センター等）
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ



電話相談

業務4

その他 必要な 支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

- 関係機関とのネットワーク形成
- 支援対象者の帰住（予定）地におけるネットワークの立ち上げ
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の開催
- 個別支援計画作成における打ち合わせ



矯正施設での「合同支援会議（調整会議）」の開催

業務5

啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行っていきます。

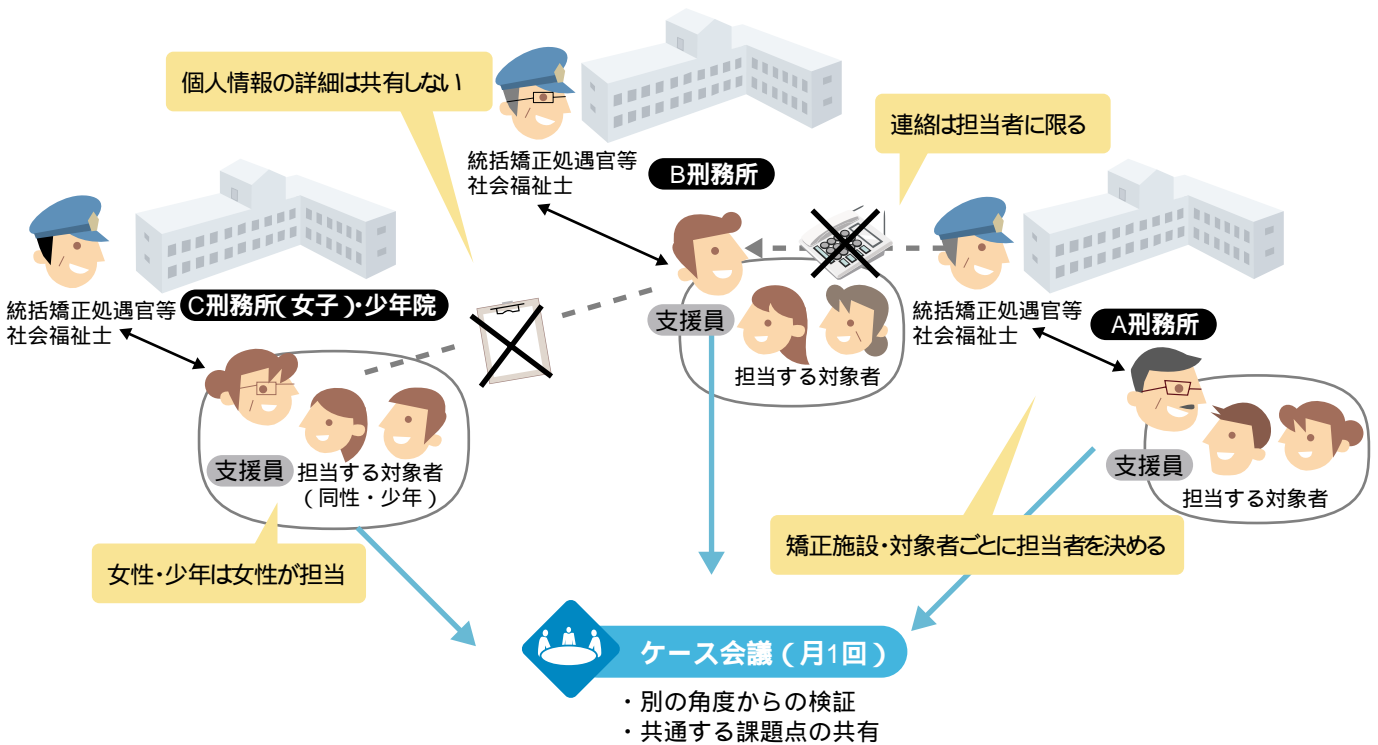
- 地域で支える有機的なネットワークの構築を目指し、多職種による拡大ケース会議（運営推進委員会、連絡協議会）の開催
- 福祉専門職及び矯正機関（矯正・保護・医療・行政等）を対象とした「啓発研修」等の実施
- 広報活動



千葉県での現任者研修

担当職員の配置のあり方

長崎県地域生活定着支援センター版



担当職員の配置の考え方

① 矯正施設・支援対象者ごとに担当者を決める（支援の指名制）

- ・矯正施設や支援対象者（ケース）ごとに担当支援員を決めて支援を行います。
- ・原則として、対象者に関するそれぞれの個人情報は担当者が管理し、担当支援員とセンター長のみがその対象者の情報を知り得る体制をとります。支援員間では個人情報の詳細は共有しません。
- ・対象者や面接等に関する連絡は、担当支援員と刑務所の担当者との間でのみに限定し、基本的に電話による連絡事項の引継ぎ等も行っておりません。（刑務所との顔の見える関係づくり）
- ・担当支援員を限定することは、「矯正施設の退所者」という、より厳重な管理が求められる個人情報の保持、及び責任の所在を明確にする点において有効になります。
- ・また福祉の支援を必要としている高齢・障がい者は「孤独と人間不信」に陥り、自分自身を固く防御している人も少なくありません。担当支援員を限定することは、本人と支援員との信頼関係を築く上で大切になってきます。

② 月に一度ケース会議を持つ

- ・月に一度支援員が集まり、定着支援センター全体でのケース会議を実施します。
- ・ケース会議ではそれぞれが受け持っている対象者について、別の角度からの検討を行うことで支援の充実化を図ります。
- ・また今後の定着支援センターの業務充実に向けて、共通する課題点の洗い出しを行います。
- ・ただし、ケース会議で支援事例を扱う際にも、原則として個人情報は概要にとどめる等の配慮が必要になります。

③ 女性・少年は基本的に女性が担当する方が望ましい

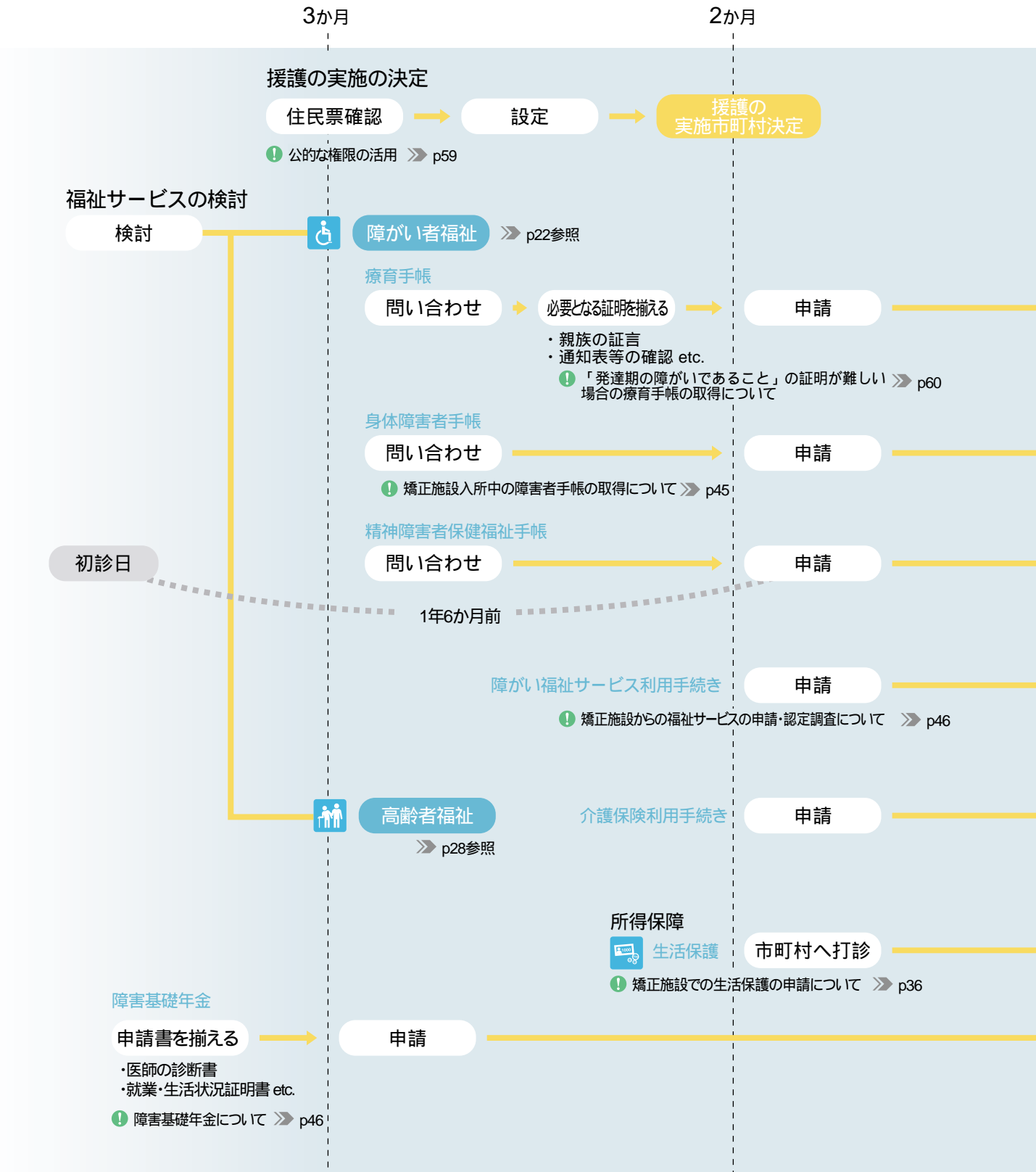
- ・支援にあたって女性（母性）の視点を活用することが有効になる場合があります。

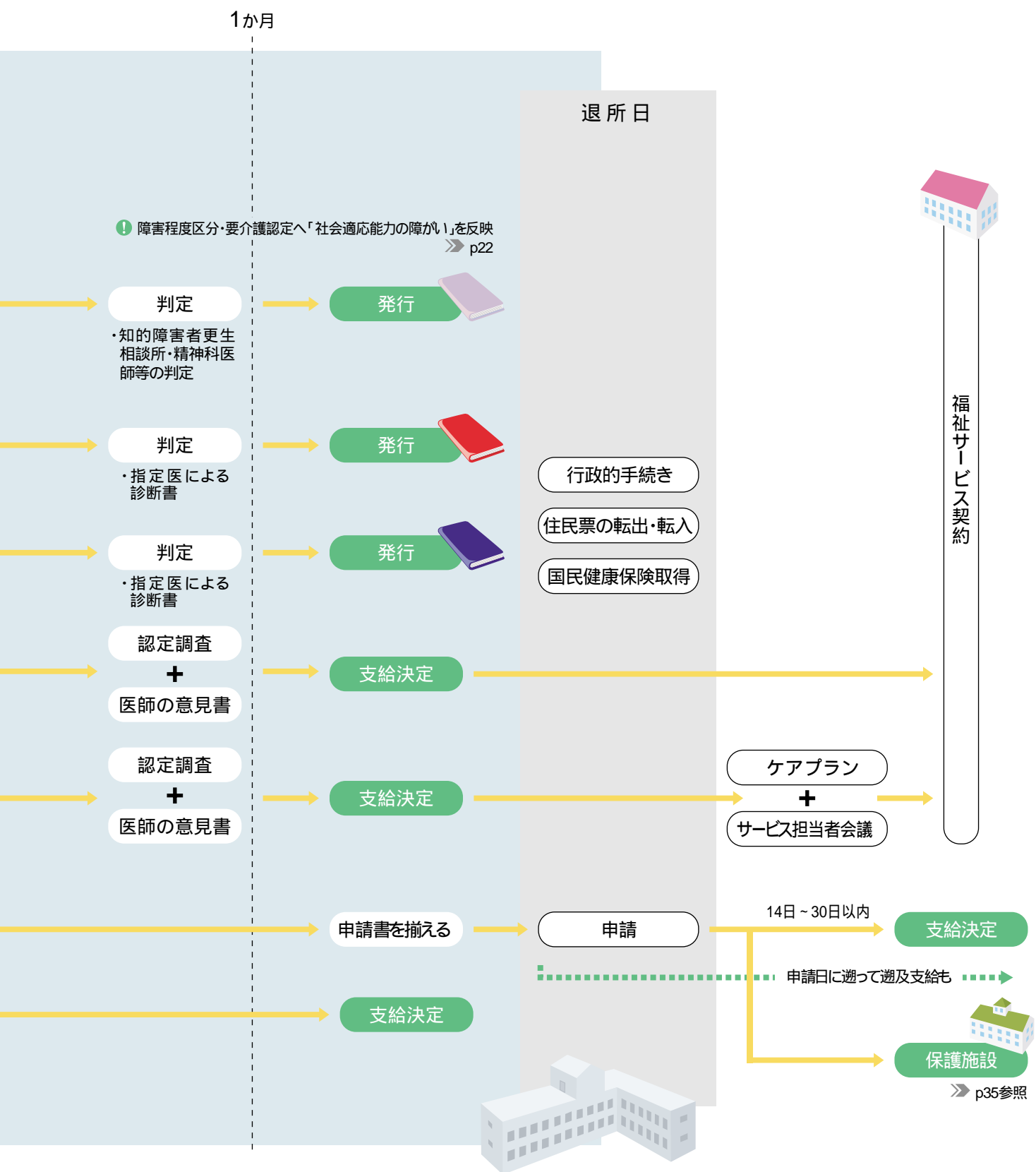
支援にあたってのタイムテーブル

退所日までに福祉のサービスを整える場合、タイムテーブルは以下の通りになります。

期間はあくまで目安であるため、個々の支援対象者に応じて異なります。

申請前に「合同支援会議（ケア会議）」を持ち、各機関で共通認識をはかることで、申請や認定の時間の短縮につなげます。





住民票・援護の実施の確定について

定着支援センターの支援対象者は長年の放浪生活や度重なる矯正施設への入所によって住民票が削除されていたり、居住地が定まっていない者が多いです。誰が福祉サービスを提供するか（援護の実施）については、居住地と大きく関係しています。つなぐ福祉サービスを検討すると同時に、援護の実施について検討する必要があります。

福祉サービスの実施市町村

① 住民票の所在地

障害者自立支援法における自立支援給付の支給決定、支給認定は原則として申請者である障がい者等の居住地の市町村が行います。介護保険においても保険者は被保険者の居住地の市町村になります。

住民票が職権削除されていた場合の方法

① 「昭和36年7月6日 矯正甲610号 法務省矯正局長通達」を活用しての住民票の設置

収容者が、施設を住所として住民登録の申出をなしたい旨施設長に申し出た場合は、施設長は、施設所在地の市区町村長にその旨通知する。

② 「昭和32年6月19日 社発第441号 厚生省社会局長通知」を活用しての援護の実施の決定

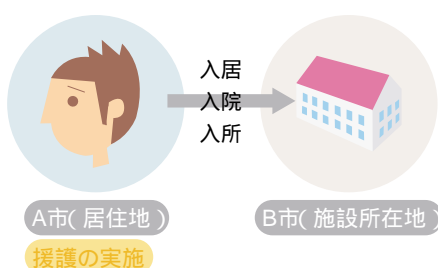
収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また、援護の実施に当るものであること。

③ 上記の通達等を応用した住所地の確定



② 施設入所前に居住地を有していた市町村（居住地（住所地）特例施設に入所の場合）

施設所在地の支給決定等の事務及び費用負担が過大とならないよう、「居住地（住所地）特例施設」に指定された施設の入所・入居者については、入所前に居住地を有していた市町村が援護の実施者として取り扱われます。



▶ 居住地（住所地）特例施設

障がい者支援施設
 児童福祉施設
 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、
 医療保護施設、宿所提供施設）
 共同生活援助・共同生活介護
 旧法施設 etc.

介護老人保健施設
 介護療養型医療施設
 有料老人ホーム
 軽費老人ホーム
 適合高齢者専用賃貸住宅
 養護老人ホーム



生活保護の実施責任

生活保護の実施責任は次のように決められています。

	対象者	参照条文等
① 居住地	福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する者（居住地保護） 入院前の居住地のある者 刑務所又は少年院より退所し、帰住先が出身世帯である場合。	法第19条① I 法第19条① I 局第2 12 (3)
② 現在地	居住地がないか、又明らかでない要保護者であって、福祉事務所管轄区域内に現在地を有する者（現在地保護） 生活扶助を行うために他救護施設・更生施設に要保護者を入所若しくは入所委託をした場合（施設入所保護等の特例） 他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にあるとき、その急迫した事由が止むまでの保護を行う場合（急迫保護） 刑務所又は少年院を退所し、帰住先が出身世帯でない場合。	法第19条① II、局第2 1、局第2 1 (1) 法第19条③、法第84条の3、局第2 4、局第2 6、局第2 9、局第2 10 法第19条② 局第2 12 (3)
③ 入院・入所もしくは入所委託前の居住地	生活扶助を行うために他救護施設・更生施設に要保護者を入所若しくは入所委託をした場合（施設入所保護等の特例） 介護扶助を介護老人福祉施設に委託して行う場合（施設入所保護等の特例） 入院と同時に、または入院を直接の契機として居住地を失った場合。 居住地はないがその同一管内に確実な帰来先がある入院患者を保護する場合。 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合。 旧法の障がい者支援施設に入居し、又は共同生活介護もしくは共同生活援助を利用している場合。	法第19条③、法第84条の3、局第2 4、局第2 6、局第2 9、局第2 10 法第19条③、法第84条の3、局第2 4、局第2 6、局第2 9、局第2 10 局第2 1 (3) 局第2 1 (2)、局第2 8
④ 矯正施設の所在市町村	刑務所又は少年院より退所し、帰住地がないか、又は明らかでない場合。	局第2 12 (3)

矯正施設（刑務所・少年院）から退所した者の生活保護の実施責任の考え



更生保護施設入所者の生活保護の範囲

更生保護施設に入所している保護観察対象者及び更生緊急保護の対象者については、保護観察所長からの委託により、生活保護を申請する場合は、同法の「補足性の原理」から、「医療扶助」のみしか受給することが出来ない。

所得保障について

矯正施設を退所した者が、地域で自立的な生活を行う上で所得保障が重要になります。

生活保護

生活保護とは、生活に困窮している人に対し、国が最低限度の生活を保障する制度です。要保護者であっても、福祉サービス、介護保険のサービス等を受けることが、国民の権利として保障されています。

矯正施設を退所して、頼れる親も兄弟もいない、友人もいない、これからの生活をどうしていったらよいかと途方に暮れる。こういったピンチを乗り切るための最後の砦が生活保護というサービスです。

生活保護の原理・原則

生活保護は以下の4つの基本原理に基づいて制度の実施・運営が行われています。

① 国家責任による最低生活保障の原理

憲法25条に基づき、生活に困窮する国民の保護を、国が直接の責任において実施するとともに、保護を受ける者の自立助長を図ることを規定しています。

② 保護請求権無差別平等の原理

生活保護は請求権による申請が基本となります。また、原因は問わず生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目します。

③ 健康で文化的な最低生活保障の原理

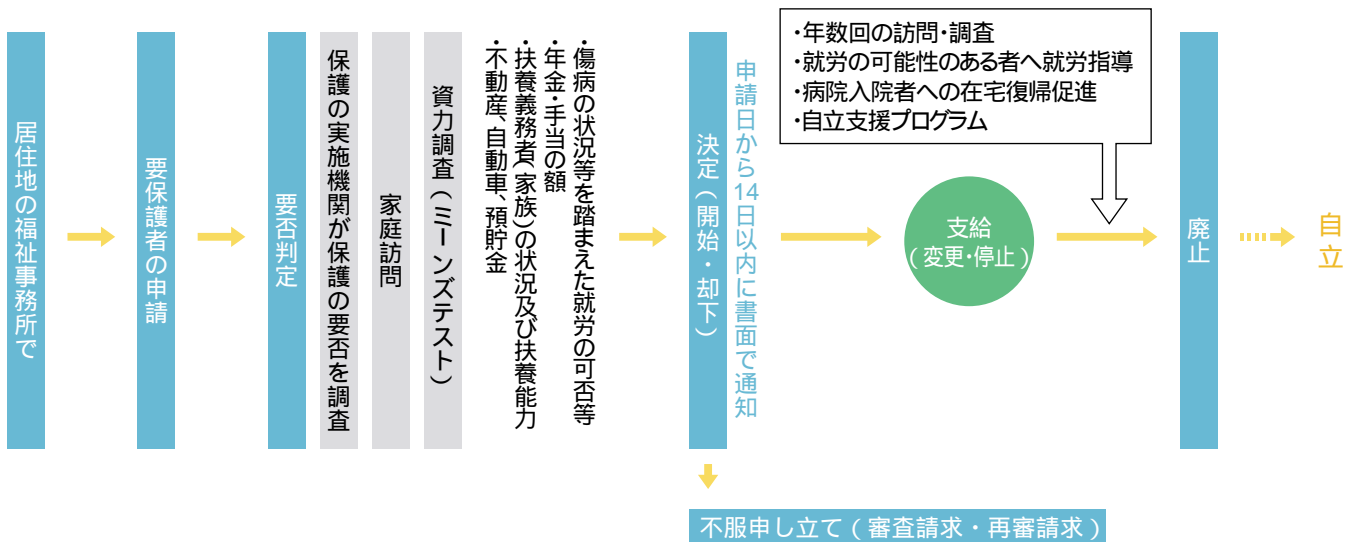
健康で文化的な最低限の生活を保障します。生活するだけのものではありません。

④ 保護の補足性の原理

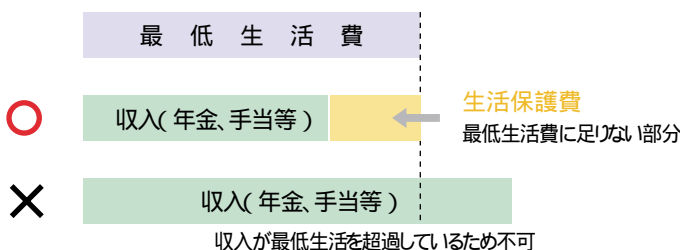
最低生活を維持するために、持っている資産や制度を最大限活用した上で、それでも不足する部分について保護をすることを定めています。要件は以下の通りです。

1. 資産の活用：
資産があれば売却あるいは活用してまず生活費にする。
2. 能力の活用：
働く意思と能力を活用することが要求される。
3. 扶養義務者の扶養：
親や兄弟（扶養義務者）からの援助が可能か？
4. 他法優先：他の制度は活用出来ないか？

生活保護の申請から実施まで



生活保護の種類と範囲



生活保護は厚生労働大臣が定める基準で計算された最低生活費から、年金等の収入を差し引いた差額が生活保護費として支給されます。生活保護費は個別状況に合わせて、8つの扶助に各種加算と一時扶助の組み合わせで成り立っています。救護施設等の「保護施設」(▶p35参照)での施設支援を除き、居宅での現金支給が原則です。

生活保護費	生活扶助	衣食その他の日常生活に必要なものを購入する生活費・光熱費
		各種加算 妊産婦加算、母子加算、障害者加算、介護保険料加算等 8種類
		一時扶助 保護開始時、入学、出生等により、必要不可欠の物資を欠いており、かつ緊急やむを得ない場合に限って支給する
	教育扶助	義務教育に必要な費用（学費・学用品・給食費・通学用品）
	住宅扶助	家賃や住宅を維持するのに必要な費用
	医療扶助	健康保険に準じて治療に必要な費用を現物給付（医療券の発行）と移送費
	介護扶助	自己負担の支払い分を現物給付で行う（介護券の発行）
	出産扶助	分娩に必要な費用
	生業扶助	就労に必要な費用（小規模事業の資金や技能習得費用）
	葬祭扶助	葬祭を行うもので扶養義務者がいない場合の葬儀費用（読経料も含）

- 問い合わせ先** 市町村福祉事務所、支庁福祉事務所並びに福祉事務出張所
- 対象者** 生活費に困り困窮している国民であれば誰でも利用することが可能

障害基礎年金

国民保険に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により決められた障害等級表（1級・2級）による障がいのある間は障害基礎年金が支給されます。知的障がい者の様に20歳前に障がいの状態にある場合は、障がい者になる以前に加入することが出来ないため、保険料を支払ったかどうかという拠出要件が問われない「無拠出年金」となります。

年金の手続きに必要な書類等		平成21年度給付金額(年額)
1 障害基礎年金の裁定請求書	6 印鑑	1級 990,100円
2 戸籍謄本	7 現在の診断書	2級 792,100円
3 世帯全員の住民票	8 障害者手帳	
(住民票コードが記載されているもの)	9 その他指示された書類	
4 本人の年金手帳		
5 請求者名義の普通預金通帳		

- 問い合わせ先** 市町村の国民年金課
- 対象者** 65歳未満にあり、障がい認定日に障害等級表の定める1～2級に該当している者



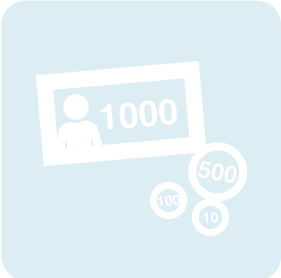


生活福祉資金貸付制度

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な世帯に対する貸付制度です。資金の貸付と必要な相談・支援によりその世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。資金の貸付には民生委員の面接が必要になります。原則1名の連帯保証人を立て、据置期間後、作成した返済計画に基づき毎月返済します。

申し込める貸付資金の名称			
	内容	償還期間	据置期間
総合支援資金	生活再建までの間に必要な生活支援費用、住居入居費（敷金・礼金）等	据置期間経過後10年以内	貸付最終貸付日から6か月以内
福祉資金	日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる福祉的な費用	費用により異なる	貸付日から6か月以内
教育支援資金	高等学校、高等専門学校、短大、大学の就学・入学に必要な費用	据置期間経過後10年以内	卒業後6か月以内
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有する高齢者に当該不動産を担保として貸付ける資金	据置期間終了時	契約の終了後3か月以内

- 問い合わせ先** 都道府県社会福祉協議会
- 対象者**
- ① 一定の所得額以下(概ね市町村税非課税程度)の家庭(生活保護を受給している方も申し込み出来ます)
 - ② 知的障がい、身体障がい、精神障がいがあり、それぞれの手帳の交付を受けている方がいる家庭
 - ③ 65歳以上の高齢者がいる家庭

つなぐ福祉のサービスにはどのようなもの(制度・ハード・ソフト)があるか

	対象者	主なサービス内容 ()は主な事業	
 <p>障がい者福祉</p>	<p>知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 発達障がい者 障がい児</p>	<p>生活系事業所 (グループホーム、ケアホーム) 日中系事業所 (生活介護 / 就労移行支援、就労継続支援A・B型) 相談支援事業 介護サービス (居宅介護、移動支援)</p>	p22
 <p>高齢者福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者(第1号被保険者) ・40~65歳未満の者で、16の特定疾病に該当し、かつ要介護認定を受けて要支援以上と判定された者(第2号被保険者) 	<p>施設サービス (老人福祉施設、老人保健施設 / 養護老人ホーム) 居宅サービス (訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護) 地域密着型サービス (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)</p>	p28
 <p>保護施設(生活保護法)</p>	<p>身体上又は精神上の理由や世帯の事情により支援が必要と思われる要支援者で、生活保護を受給している者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・医療保護施設 ・宿所提供施設 	p35
 <p>シェルター機能を有する施設</p>	<p>すべての対象者(施設によっては満期出所者、女性等の対象者の制限がある)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設 ・救護施設 ・婦人相談所一時保護所 ・無料低額宿泊所 etc. 	p37
 <p>その他のサービス・制度・事業</p>	<p>すべての対象者</p>	<p>サービス調整にあたっての協力 地域で支えるためのネットワーク 居住サービス 日中活動支援 権利擁護</p>	p38



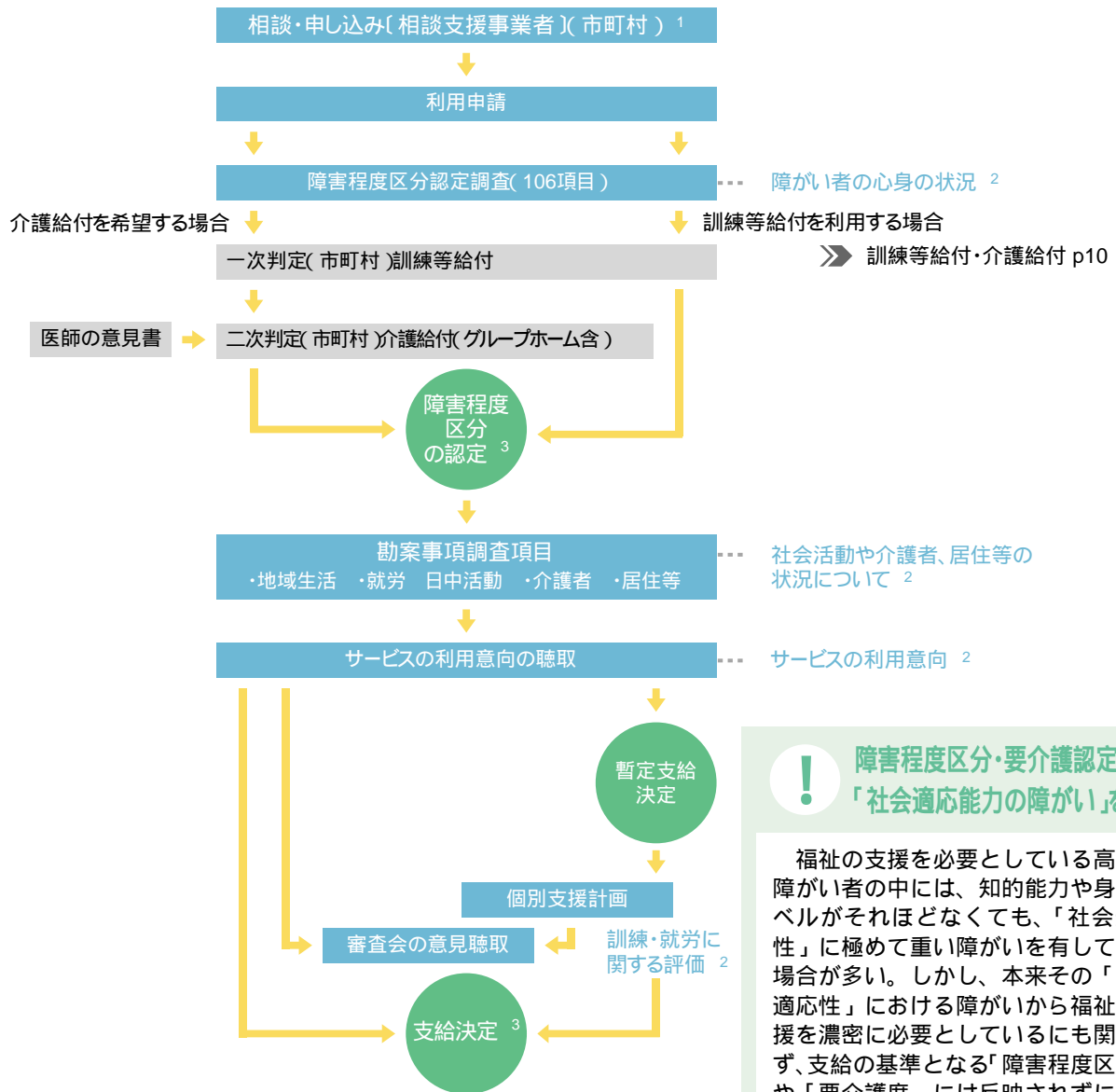
障がい者福祉（障害者自立支援法）

障がい者へのサービスは、平成18年に成立した知的・身体・精神の三障がいを一元化した障害者自立支援法によって提供されます。現在は経過措置として障害者自立支援法以前の施設も並存しています。また、既存の障がいの範囲に当てはまらない、「発達障がい」という新しい障がいへのサービスもスタートしています。

- 対象者** 知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者、発達障がい者、障がい児
- 担当窓口** 市町村障害福祉課、相談支援事業所

サービス受給までの流れ

障害者自立支援法によるサービスを利用するには、障害程度区分の認定が必要になります。サービス利用の申請は、市町村障害福祉課に直接提出するか、相談支援事業所を通して行ないます。



! 障害程度区分・要介護認定へ「社会適応能力の障がい」を反映

福祉の支援を必要としている高齢・障がい者の中には、知的能力や身体レベルがそれほどなくても、「社会適応性」に極めて重い障がいを有している場合が多い。しかし、本来その「社会適応性」における障がいから福祉の支援を濃密に必要としているにも関わらず、支給の基準となる「障害程度区分」や「要介護度」には反映されずに、必要な福祉サービスを利用できないミスマッチが生じてしまう場合が多い。「障害程度区分」「要介護度」の認定調査の際には、特記事項に社会適応能力の障がいを反映していただけるよう、定着支援センター側から特記に関する記載例を提出するなどして、適切な「障害程度区分」「要介護認定」を支給・決定していただく必要がある。

- 1 障害者自立支援法においては福祉サービスの申請条件に「障害者手帳の所持」という項目はありません。しかし、福祉サービスの申請にあたってサービスの利用が出来る市町村と出来ない市町村があり確認が必要です。
- 2 障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、決定の各段階において①障がい者の心身の状況（障害程度区分）、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、決定を行います。
- 3 不服がある場合、都道府県に不服申立てすることが出来ます。

住まい

- ①共同生活するところ
- ・**新** 施設入所支援 >>> p25
 - ・**新** ケアホーム(共同生活介護)>>> p25
 - ・**新** グループホーム(共同生活援助)>>> p25
 - ・**新** 宿泊型自立訓練 >>> p25
 - ・**新** 福祉ホーム >>> p25
 - ・**新** 盲人ホーム
 - ・**旧** 知的障害者通勤寮
 - ・**旧** 身体障害者療護施設
 - ・**旧** 更生施設
 - ・**旧** 児童入所施設
 - ・**旧** 精神障害者生活訓練施設
 - ・**旧** 精神障害者福祉ホームB型

暮らすところで 利用する サービス

- ①相談支援
- ・**新** 相談支援事業 >>> p25
 - サービス利用計画作成
 - 特例介護給付費
 - 特例訓練費
 - 特定障害者特別給付費
 - ・**発達障害者支援センター** >>> p26

手帳

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

暮らしを支える 用具

- ・**新** 補装具
- ・**新** 日常生活用具給付支援事業

- ②居住サポート
- ・**新** 住宅入居等支援(居住サポート)>>> p25
- ③公営住宅への入所
- ・公営住宅への入居
 - ・公営住宅家賃の減免
- ④住宅の改造
- ・住宅改造費補助
 - ・住宅整備資金貸付

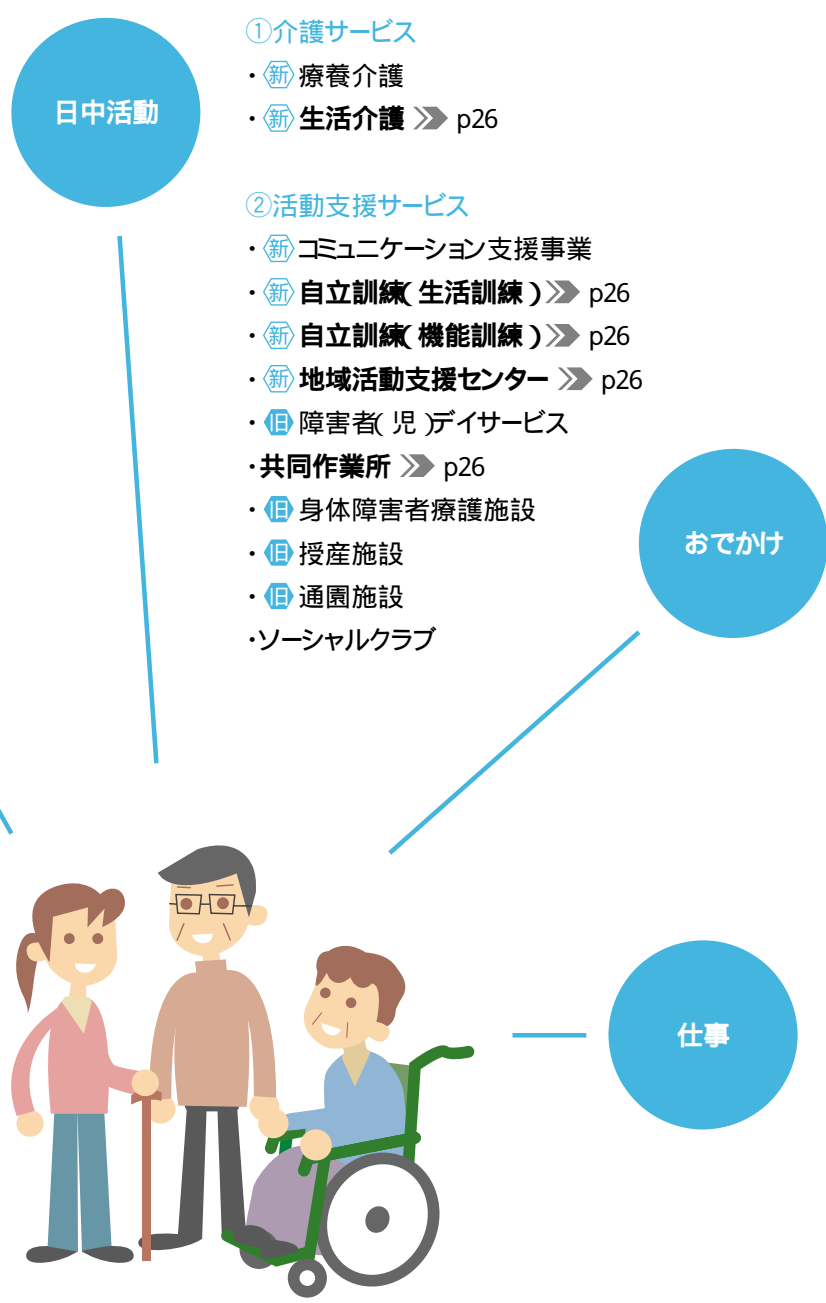
- ②介護サービス
- ・**新** 居宅介護(ホームヘルプ)>>> p25
 - ・**新** 重度訪問介護
 - ・**新** 行動援護 >>> p25
 - ・**新** 移動支援 >>> p25
 - ・**新** 重度障害者等包括支援
 - ・**新** 短期入所(ショートステイ)>>> p26
 - ・**新** グループホーム・ケアホーム体験利用 >>> p26
 - ・**新** 訪問入浴サービス
 - ・**新** 身体障害者自立支援
 - ・**新** 生活サポート >>> p26
 - ・**新** 日中一時支援 >>> p26

>>> 詳しい説明あり

新 「障害者自立支援法」に基づく施設・制度・事業等

旧 「障害者自立支援法」施行前の旧「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(略称：精神保健福祉法)」および「児童福祉法」に基づく施設・制度・事業

無印 上記以外の法律に基づく施設・制度・事業



障がい者(児)
 (知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者、
 発達障がい者、障がい児)

①介護サービス

- ・**新**療養介護
- ・**新**生活介護 >>> p26

②活動支援サービス

- ・**新**コミュニケーション支援事業
- ・**新**自立訓練(生活訓練) >>> p26
- ・**新**自立訓練(機能訓練) >>> p26
- ・**新**地域活動支援センター >>> p26
- ・**旧**障害者(児)デイサービス
- ・共同作業所 >>> p26
- ・**旧**身体障害者療護施設
- ・**旧**授産施設
- ・**旧**通園施設
- ・ソーシャルクラブ

③職業訓練と働く場

- ・障害者職業能力開発校
- ・**新**就労移行支援 >>> p27
- ・**新**就労継続支援A型 >>> p27
- ・**新**就労継続支援B型 >>> p27
- ・**旧**福祉工場

おでかけ

①のりもの

- ・交通運賃の割引
- ・移動支援事業
- ・タクシー料金
- ・その他の移送サービス

②自動車関係

- ・有料道路の割引
- ・駐車禁止除外指定車標章
- ・**新**障害者自動車運転免許取得費・改造費

仕事

①あっせん・仲介サービス

- ・職業安定所(ハローワーク) >>> p27
- ・障害者職業センター >>> p27
- ・障害者就業・生活支援センター >>> p27

②働く場への支援

- ・知的障害者の職親委託
- ・トライアル雇用(障害者試行雇用事業) >>> p27
- ・職場適応援助者(ジョブコーチ) >>> p27
- ・職場適応訓練制度 >>> p27
- ・精神障害者社会適応訓練制度 >>> p27
- ・精神障害者ステップアップ雇用 >>> p27

▶ 自立支援給付費

介護給付	①居宅介護(ホームヘルプ)	訓練等給付	①自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	②重度訪問介護		②就労移行支援
	③行動援護		③就労継続支援A型
	④重度障害者等包括支援		④就労継続支援B型
	⑤児童デイサービス		⑤共同生活援助(グループホーム)
	⑥短期入所(ショートステイ)	地域生活支援事業	①相談支援事業
	⑦療養介護		②コミュニケーション支援事業
	⑧生活介護		③日常生活用具給付支援事業
	⑨施設入所支援		④移動支援
	⑩共同生活介護(ケアホーム)		⑤地域活動支援センター etc.

住まい

	サービス内容	対象者	障害程度区分	利用期間	給付
施設入所支援	平日の日中は通所事業である生活介護、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援等を利用している人が生活するケア付住宅。	次のいずれかに該当する方 ① 50歳未満の場合 区分4以上 ② 50歳以上の場合 区分3以上		制限なし	介護
ケアホーム (共同生活介護)	介護の必要な人の共同生活の場。日常生活を送る上で必要となる食事、排泄、入浴等の介護が提供される。	地域で自立した日常生活を営む上で日常生活の支援を必要とする者。 ケアホームはグループホームの対象利用者も利用可能	区分2以上	制限なし	介護
グループホーム (共同生活援助)	介護を必要としない人の共同生活の場。食事、日常生活上の相談支援が利用できる。	介護が必要でない者。	区分1非該当	制限なし	訓練
宿泊型自立訓練	一定期間施設に入所し、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るための訓練を行う。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の一定の支援が必要な知的・精神障がい者。	制限なし	2年 (3年)	訓練
福祉ホーム()	家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居や住宅確保の難しい人に、低料金で共同生活の場を提供する。	家庭環境や住宅事情等で居宅での生活が困難な者。 日常生活の介護や医療を必要とする人は対象外となる		制限なし	地域
住宅入居等支援() (居住サポート)	一般住宅(公営住宅および民間の賃貸住宅)を希望する障がい者に対して、家主との入居手続の交渉等の入居支援、入居後のサポート体制の調整を行い、安心して賃貸住宅等に入居出来るように支援する。	障がい者等であって一般住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由で入居が困難な者(現グループホーム利用者は対象外)			地域

暮らすところで利用するサービス

	サービス内容	対象者	障害程度区分	給付
相談支援事業	障がい者が自立した地域生活が出来るために、相談、状況の提供、助言、サービス利用支援、権利擁護等の相談に応じる。	誰でも相談が可能。	制限なし	地域
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、①身体介護、②家事援助、③通院等の乗降介助、④心配事の相談、話し相手等の相談支援の日常的ケアを行う。	自立支援給付の受給者証を持っており、居宅での介護を必要とする者。	区分1以上	介護
行動援護	重度の自閉症・てんかん・総合失調症等で、日常生活の行動のセルフコントロールが難しい者に対して、自傷・異食、徘徊等の危険等を回避するための援護(移動を含む)を提供するサービス。	① 区分3以上 ② 行動する際に安全を確保することが難しく支援が必要な知的障がい者(児) ③ 認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が10点以上の者		介護
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するサービス。	全身性障がい者(児)、視覚障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)。	制限なし	地域

短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人の疾病等の何らかの理由によって、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする者に、食事、排泄、入浴の介護等を提供する。	自立支援給付の受給者証を持って、短期間の入所が必要な者。	区分1以上	介護
グループホーム・ ケアホーム 体験利用	グループホーム(共同生活援助) ケアホーム(共同生活介護)の生活体験の場を提供する。(連続30日以内かつ年50日以内)	施設入所もしくは精神病院等に入院している者又は家族等と同居している者等で、共同生活住居への入居を希望している者。	区分2以上 共同生活介護利用	介護
			区分1・非該当 共同生活援助利用	訓練
生活サポート()	ホームヘルパーを派遣し必要な生活支援・家事支援を行う。	日常生活に関する支援、家事に対する支援が必要な者。	区分2以上	地域
日中一時支援	家族等の介護者の就労や休息を図るために、日中の一時的な活動場所を提供する。	日中ケアする人がいない等、一時的な見守りが必要と認められた障がい者(児)。	制限なし	地域
発達障害者 支援センター	発達障がい者に対して、相談支援、就労支援、早期発見・早期支援を目指した発達支援等を行うサービス。	発達障がい者(自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の脳機能の障がい)		

日中活動(介護サービス)

	サービス内容	対象者	利用期間	給付
生活介護	常時介護等の支援が必要な人に提供する、昼間の食事や入浴等の介護、創作等の日中活動、生産活動等の日中活動支援サービス。	常時介護が必要な障がい者で以下のいずれかに当てはまる者。 ① 区分3以上の者(障がい者支援施設等に入所する場合は区分4以上) ② 50歳以上の場合は、区分2以上の者(障がい者支援施設等に入所する場合は区分3以上)	制限なし	介護

日中活動(活動支援サービス)

	サービス内容	対象者	障害程度区分	利用期限	給付
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定期間身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供する。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的・精神障がい者。	制限なし	36か月(長期入院・施設利用者) 24か月(上記以外)	訓練
自立訓練 (機能訓練)	機能訓練: 身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復 生活訓練: 知的・精神障がい者への生活能力の維持・向上、生活訓練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のために、一定の支援が必要な身体障がい者。	制限なし	18か月	訓練
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を通し、地域活動支援の促進を図る。	就労が困難な在宅の知的・身体・精神障がい者。	制限なし	制限なし	地域
共同作業所	地域で生活する障がい者の日中活動の場。部品組み立て、自主製品づくり、喫茶店等、作業所によって異なる。 各作業所への申し込みとなる。	地域で暮らす知的・身体・精神障がい者で、一般の職場で働くことができない、または働いても職場を見つけないのが難しい者。		制限なし	

市町村の任意で設置する地域生活支援事業のため未設置の市町村もあり

介護：介護給付、訓練：訓練等給付、地域：地域生活支援事業

「障害者自立支援法」に基づく施設・制度・事業

「障害者自立支援法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法及び児童福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業

日中活動（職業訓練と働く場）

	サービス内容	対象者	利用期限	給付
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習等を行う。	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて、適性にあった職場への就労が見込まれる知的・身体・精神障がい者（65歳未満の者）。	2年	訓練
就労継続支援 A 型	一般企業等で雇用されることが困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	雇用契約に基づく就労が可能な知的・身体・精神障がい者（利用開始時65歳未満の者） 雇用によらずに施設を利用できる特例制度での利用も可能。	制限なし	訓練
就労継続支援 B 型		就労移行支援事業等を利用したが、一般就労等に結びつかない者や、50歳に達している者等で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。	制限なし	訓練

仕事

	サービス内容	対象者	問い合わせ先
職業安定所 （ハローワーク）	高齢者や障がい者の専門援助部門にて、雇用先の紹介と共に、障がい者の就労支援を担う福祉事業所・機関への紹介を行う。	知的・身体・精神障がい者。	・職業安定所
障害者職業センター	障がい者から仕事についての相談を受け、助言等を行う機関。①職業相談及び職業指導、②職業評価、③事業所にて指導を行うジョブコーチ支援等を行う。	知的・身体・精神障がい者。	・直接申し込み ・職業安定所
障害者就業・生活支援センター	職業的自立を実現するための、就職と生活の支援を一体的に行う機関。各機関と連携して就職までのあっせん及び生活の支援を実施する。	就労とそれに伴う生活上の支援を必要としている障がい者。	・直接申し込み
トライアル雇用 （障害者試行雇用事業）	障がい者雇用に対する不安を軽減し、事業主と障がい者相互の理解を深めることを目的に、3か月間の試行雇用を行う事業。	職業安定所から紹介された者。	・職業安定所
職場適応援助者 （ジョブコーチ）	障がい者が円滑に職場に対応できるように、地域の障害者職業センター等から援助者が一定期間職場に出向いて支援を行う制度。	就労を目指す知的・身体・精神障がい者。	・障害者職業センター ・職業安定所
職場適応訓練制度	障がい者が、職場の仕事や環境に慣れるために行う、就職を前提とした実地訓練を行う事業。（期間は原則6か月）	知的・身体・精神障がい者で、職業安定所から紹介された者。	・職業安定所
精神障害者 社会適応訓練制度	通院中の精神障がい者が就労を体験する事業。（期間は6か月）	社会生活を送りながら、就労体験を希望する精神障がい者で、保健所から紹介された者。	・保健所 ・市町村窓口
精神障害者 ステップアップ雇用	精神障がい者を試行的に雇用し、徐々に就業時間を延長していくことで、一定期間をかけて職場への適応を図る事業。（期間は3か月～12か月）	就労を目指す精神障がい者で、職業安定所から紹介された者。	・職業安定所

介護：介護給付、訓練：訓練等給付、地域：地域生活支援事業

「障害者自立支援法」に基づく施設・制度・事業

「障害者自立支援法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法及び児童福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業



高齢者福祉

高齢者が利用するサービスとして大きなものに介護保険法があります。その他に老人福祉法によってサービスが提供されます。

対象者

65歳以上の者
40歳～65歳未満の者で、16の特定疾病に該当し、かつ要介護認定を受けて要支援以上と判定された者

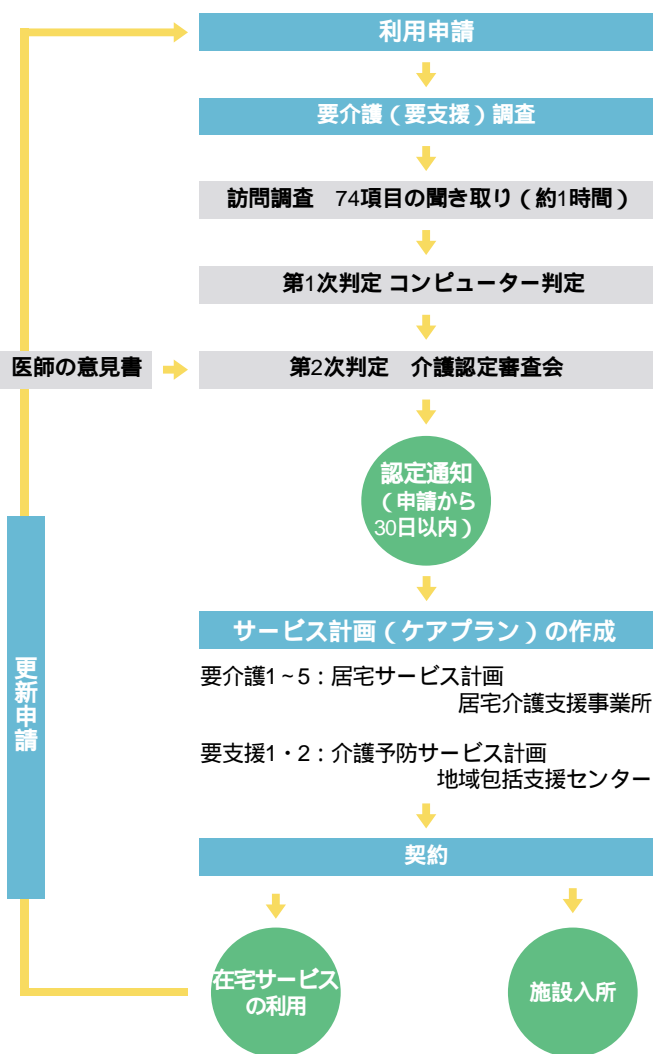
担当窓口

市町村介護保険・高齢福祉担当課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

サービス受給までの流れ

介護保険のサービスを利用するには、市町村から要介護認定を受ける必要があります。認定に基づき、ケアマネジャー（介護支援専門員）等が作成するケアプランに基づいてサービスを利用します。老人福祉法のサービスは市町村の「措置」となります。


介護保険法



老人福祉法の措置による入所









自宅で受けるサービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)》》 p31
- ・介護予防訪問介護(ホームヘルプ)》》 p31
- ・訪問入浴介護
- ・介護予防入浴介護
- ・訪問リハビリテーション》》 p31
- ・介護予防訪問リハビリテーション》》 p31
- ・訪問看護》》 p31
- ・介護予防訪問看護》》 p31
- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・夜間対応型訪問介護
- ・ 高齢者の生活支援
- ・宅老所》》 p32

施設等に出かけて受けるサービス

- ・通所介護(デイサービス)》》 p31
- ・介護予防通所介護(デイサービス)》》 p31
- ・通所リハビリテーション(デイケア)》》 p31
- ・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)》》 p31
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)》》 p31
- ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)》》 p31
- ・短期入所療養介護(ショートステイ)》》 p31
- ・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)》》 p31
- ・小規模多機能型居宅介護》》 p31
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護》》 p31
- ・認知症対応型通所介護(デイサービス)
- ・介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)
- ・介護予防・生きがい活動支援
- ・サロン活動
- ・宅老所》》 p32


施設等で生活しながら受けるサービス

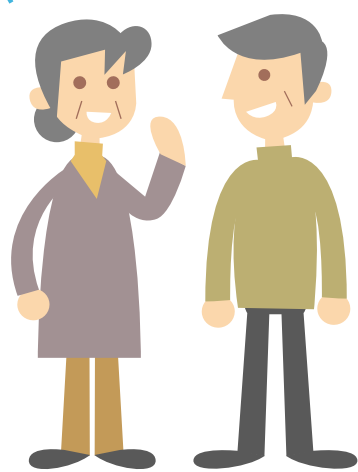
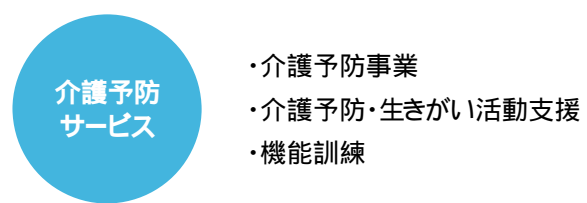
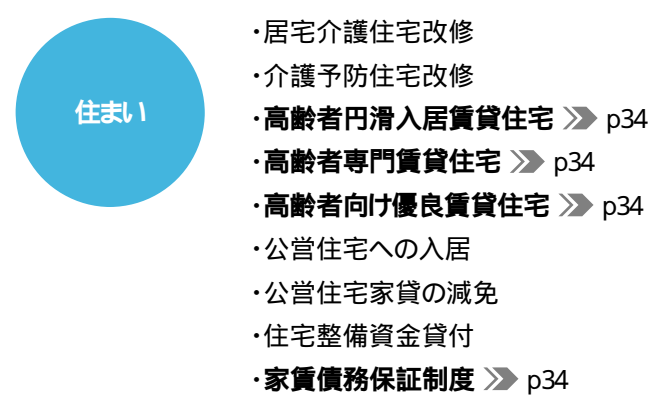
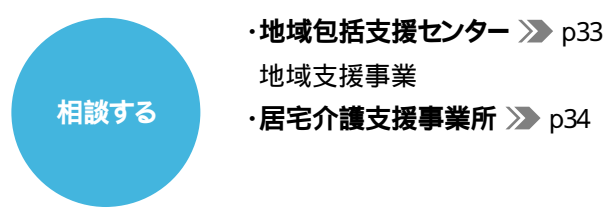
- ・指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)》》 p32
- ・地域密着型指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)》》 p32
- ・介護老人保健施設(老人保健施設)》》 p32
- ・指定介護療養型医療施設》》 p32
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)》》 p32
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)》》 p32
- ・特定施設入居者生活介護》》 p32
- ・介護予防特定施設入居者生活介護》》 p32
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護》》 p32
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護》》 p32
- ・ 養護老人ホーム》》 p33
- ・ 軽費老人ホームA型・B型》》 p33
- ・ 在宅介護対応型軽費老人ホーム(ケアハウス)》》 p33
- ・ 有料老人ホーム》》 p33
- ・ 過疎地地域小規模老人ホーム
- ・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)》》 p33
- ・宅老所》》 p32

暮らしを支える用具

- ・福祉用具貸与
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・日常生活用具

》》 詳しい説明あり

 老人福祉法に基づくサービス



高齢者

要介護・要支援認定区分と利用できるサービス

非該当	要支援		要介護																	
	1	2	1	2	3	4	5													
地域支援事業の介護予防事業	予防給付サービス		介護給付サービス																	
	居宅サービス	①介護予防訪問介護	②介護予防訪問入浴介護	③訪問介護	④訪問入浴介護	⑤訪問看護	⑥訪問リハビリテーション	⑦居宅療養管理指導	⑧通所介護	⑨通所リハビリテーション	⑩短期入所生活介護	⑪短期入所療養介護	⑫特定施設入居者生活介護	⑬福祉用具貸与	⑭福祉用具販売					
		在宅	④介護予防訪問リハビリテーション	⑤介護予防居宅療養管理指導	⑦短期入所生活介護	⑧短期入所療養介護	⑩特定施設入居者生活介護	⑪福祉用具貸与	⑫福祉用具販売	⑬居宅介護住宅改修	⑭居宅介護支援	⑮介護福祉施設サービス	⑯介護保健施設サービス	⑰介護療養施設サービス	⑱夜間対応型訪問介護	⑲認知症対応型通所介護	⑳小規模多機能型居宅介護	㉑認知症対応型共同生活介護	㉒地域密着型特定施設入居者生活介護	㉓地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
			⑥介護予防通所介護	⑦介護予防通所リハビリテーション	⑧介護予防短期入所生活介護	⑨介護予防短期入所療養介護	⑩介護予防特定施設入居者生活介護	⑪介護予防福祉用具貸与	⑫特定介護予防福祉用具販売	⑬介護予防住宅改修	⑭介護予防支援	⑮介護予防認知症対応型通所介護	⑯介護予防小規模多機能型居宅介護	⑰介護予防認知症対応型共同生活介護						
地域密着型サービス		⑧介護予防短期入所生活介護	⑨介護予防短期入所療養介護	⑩介護予防特定施設入居者生活介護	⑪介護予防福祉用具貸与	⑫特定介護予防福祉用具販売	⑬介護予防住宅改修	⑭介護予防支援	⑮介護予防認知症対応型通所介護	⑯介護予防小規模多機能型居宅介護	⑰介護予防認知症対応型共同生活介護									
	⑩介護予防特定施設入居者生活介護	⑪介護予防福祉用具貸与	⑫特定介護予防福祉用具販売	⑬介護予防住宅改修	⑭介護予防支援	⑮介護予防認知症対応型通所介護	⑯介護予防小規模多機能型居宅介護	⑰介護予防認知症対応型共同生活介護												

自宅で受けるサービス（介護保険）

	サービス内容	認定区分	提供機関	給付
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー等）が自宅を訪問し、食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や調理、掃除、洗濯、買い物等の日常生活上の支援を受けるサービス。	要介護 1～5	・訪問介護事業所	介護
介護予防 訪問介護（ホームヘルプ）		要支援 1～2		予防
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅に訪問し、リハビリテーションを行うサービス。日常生活動作訓練等のほかに、介護負担を少なくするための移動の仕方、生活の幅を広げるための外出訓練等を行う。	要介護 1～5	・理学療法士や作業療法士等が所属する訪問看護ステーション、病院、診療所、介護老人施設 訪問看護ステーションの場合には、サービスとしては「訪問看護」になる	介護
介護予防 訪問リハビリテーション		要支援 1～2		予防
訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、療養上のケアまたは必要な診療の補助を行うサービス。 ① 血圧・体温・脈拍測定等の健康チェック ② チューブ、カテーテル等の医療器具の管理 ③ 医療器具の使用方法的説明 ④ じょくそう（床ずれ）防止、処置方法的説明 ⑤ 介護援助	要介護 1～5	・訪問看護ステーション ・訪問看護を行っている病院・診療所	介護
介護予防訪問看護		要支援 1～2		予防

施設等に出かけて受けるサービス（介護保険）

	サービス内容	認定区分	提供機関	給付
通所介護（デイサービス）	施設に通い、食事、入浴等の日常生活上の介護や、機能回復のための訓練・レクリエーションを行う。	要介護 1～5	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・通所介護事業所	介護
介護予防 通所介護（デイサービス）		要支援 1～2		予防
通所リハビリテーション（デイケア）	医療機関や老人保健施設等に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。	要介護 1～5	・医療機関 ・介護老人保健施設	介護
介護予防 通所リハビリテーション（デイケア）		要支援 1～2		予防
短期入所生活介護（ショートステイ）	老人福祉施設等に短期間入所し、食事、排泄、入浴等の日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービス。	要介護 1～5	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・在宅介護対応型軽費老人ホーム（ケアハウス）etc.	介護
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）		要支援 1～2		予防
短期入所療養介護（ショートステイ）	医療機関や老人保健施設等に短期間入所し、医師や看護師等からの医学的管理のもと、その他必要な医療および日常生活上の世話や介護、機能訓練を受けるサービス。	要介護 1～5	・介護老人保健施設（老人保健施設） ・指定介護療養型医療施設（療養型病床）etc.	介護
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）		要支援 1～2		予防
小規模多機能型 居宅介護	主に通いサービスによる食事や入浴、機能訓練等を行い、必要に応じて同じ事業所での泊りや訪問サービスが利用できる地域密着型のサービス。それらのサービスを同じ事業所で提供することで、介護が必要になっても安心して自宅や地域での生活を維持できるよう支援する。	要介護 1～5	・小規模多機能型居宅介護事業所	介護
介護予防 小規模多機能型居宅介護		要支援 1～2		予防

施設等に出かけて受けるサービス（介護保険外）

	サービス内容	対象者	利用手続き
宅老所	住宅地の民家を活用した小規模な事業所で、家庭的な雰囲気の中で一人ひとりに合わせた柔軟なケアを提供している。住み慣れた地域で長く暮らしていくため、「通い(デイサービス)」「泊まり(ショートステイ)」「住む」「自宅への支援(ホームヘルプサービス)」「配食」等の多機能メニューを提供している。メニューは事業所によって異なり、利用者も高齢者のみから障がい者、幼児の保育等を受け入れるところもある。又、介護保険法や障害者自立支援法の指定事業所となっているところもある。定員は10名程度。設置主体は市町村やNPO法人等多岐にわたっており、利用料金も施設ごとに確認が必要。	原則として要介護認定等による利用の制限はない(詳細は各事業所への問い合わせが必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接施設へ 【問い合わせ先】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村高齢福祉担当課 ・宅老所・グループホーム全国ネットワーク http://www.cic-japan.com/takurousyo_net/

施設等で生活しながら受けるサービス（介護保険）

	サービス内容	認定区分	給付
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が対象の施設。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や、健康管理を受けることができる。	要介護 1～5	介護
地域密着型 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホーム(定員30名未満)。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護を受けることができる。	要介護 1～5	介護
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、入院治療の必要がない要介護者で、リハビリテーションを必要とされる方が対象。又要介護者の自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設。医学的な管理の下で、リハビリテーションを中心に医療ケアと介護を受けることができる。個々の状態に応じて、他職種からなるチームケアが行われる。	要介護 1～5	介護
指定介護療養型医療施設	症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方の施設。介護体制の整った療養病床や老人性認知症疾患療養病棟で、日常生活上の介護や機能訓練、レクリエーション等の余暇活動を受けることができる。介護保険施設の中で一番手厚い医療が受けられる。	要介護 1～5	介護
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や、機能訓練のサービスを受けることの出来る施設。	認知症 (要介護1～5)	介護
介護予防 認知症対応型共同生活介護	必要な場合は、自宅と同じように訪問診療や訪問看護(末期がん、難病の人のみ)の利用も可能。	認知症 (要支援2)	予防
特定施設入居者生活介護	都道府県から指定を受けた有料老人ホーム等に入居している人のためのサービス。入居する老人ホームにて、食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護や、リハビリテーション等を受けることができる。外部の介護サービス事業者の提供するサービスの利用も可能。	要介護 1～5	介護
介護予防 特定施設入居者生活介護		要支援 1～2	予防
地域密着型 介護老人福祉施設入居者 生活介護	小規模(定員29名以下)の特別養護老人ホームに入居している人のためのサービス。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理および療養上の世話を受けることができる。	要介護 1～5	介護
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	小規模(定員29名以下)の有料老人ホーム等に入居している人のためのサービス。食事、排泄、入浴等の日常生活上の介護、機能訓練および療養上の世話を受けることができる。	要介護 1～5	介護

介護：介護給付サービス 予防：予防給付サービス

「介護保険法」に基づく施設・制度・事業

「老人福祉法」に基づく施設・制度・事業

「介護保険法」及び「老人福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業

施設等で生活しながら受けるサービス（老人福祉法）

		サービス内容	利用手続き	対象者
養護老人ホーム		身のまわりのことはできるが、家庭の事情（経済的、住居等）で自宅での生活が困難な時に利用できる老人福祉施設。 生活相談員、毎日の生活をサポートする生活支援員、栄養士、調理員等の職員がいる。	市町村の入所措置	65歳以上（特別な場合は60歳）で、身のまわりのことはできるが、食事等の生活支援を必要とし、かつ身体上もしくは精神上又は経済的な理由により家庭や自宅での生活が困難な者。 要介護の有無は関係しない。
軽費老人ホーム	A型	家庭環境、住宅事情により在宅生活が困難な高齢者（高齢者夫婦）に、低額な料金で住居を提供する老人福祉施設。	直接施設へ	60歳以上（または夫婦のどちらかが60歳以上）で、入院治療も介護も必要ないが、食事サービス等の生活支援を必要とし、在宅生活が困難な者。 所得制限あり
	B型	A型：原則個室で、食事サービス、生活上の相談を提供する。 B型：食事は原則自炊。それ以外はA型と同じ。	直接施設へ	
	在宅介護対応型軽費老人ホーム（ケアハウス）	家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者（高齢者夫婦）を対象とした老人福祉施設。原則個室で食事と入浴サービスが付き、要支援・要介護者は在宅サービスが利用できる。又、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている「介護型」と呼ばれる施設も増えている。	直接施設へ	60歳以上（または夫婦のどちらかが60歳以上）で、入院治療も介護も必要ないが、食事サービス等の生活支援を必要とする者。 所得制限なし
有料老人ホーム		民間が運営する老人ホーム。高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜が受けられる。 介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設である「介護付」、介護サービスがついていないため外部事業者のサービスの利用が必要になる「住宅型」、介護が必要な状態になった場合は退居しなければならない「健康型」の3種類がある。	直接施設へ	おおむね60歳以上の者
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）		60歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、高齢のために在宅生活に不安のある者に必要に応じて居室を提供する施設。 デイサービスセンターや地域住民との交流機能を併せ持った小規模多機能施設に併設されている。利用者の状況に応じ介護サービスを受給でき、必要に応じて利用手続の援助等も行われる。	直接施設へ 市町村へ問い合わせ	市町村に居住する60歳以上（または夫婦のどちらかが60歳以上）のひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯で、身のまわりのことのある程度できる者。

相談する

	サービス内容	対象者
地域包括支援センター	市町村が行う高齢者の総合相談窓口。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー（介護支援専門員）等の専門的なスタッフが配置され、地域の高齢者の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する。以下の「地域支援事業」を実施する ① 介護予防事業 ② 介護予防サービス計画作成 ③ 生活、介護等の総合相談・支援 ④ 高齢者被虐待者の権利擁護、介護・生活・金銭管理等の相談 ⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者、家族、地域の人関係者等誰でも利用が可能。 介護予防サービス計画作成は要支援1～2の認定を受けている者。

居宅介護支援事業所	介護保険サービスの利用相談窓口。ケアマネジャー(介護支援専門員)による以下のサービスを提供する。 ① 要介護認定申請などの申請代行 ② 居宅サービス計画の提案・作成。サービス利用の連絡調整 ③ 介護保険制度に関する相談 ④ 介護用品、介護機器の給付と使用、購入の助言、申請代行 ⑤ 住宅改修についての提案、助言、申請代行	居宅サービス計画作成は要介護1～5の認定を受けている者。 制度利用に関する相談は、認定の有無に関係しない。
-----------	---	--

住まい

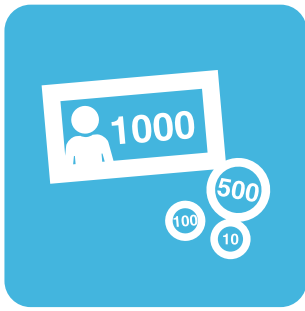
	内容	対象者	問い合わせ先
高齢者円滑入居賃貸住宅	高齢を理由に入居が拒否されない賃貸住宅。賃主が都道府県又は指定登録機関に登録し、情報を入手することが出来る。	高齢者	・都道府県又は指定登録機関 ・高齢者居住支援センターホームページ http://www.senpis-koujuuzai.jp/ ・「登録住宅ご案内店」ステッカー貼付の不動産業者の店舗
高齢者専用賃貸住宅	高齢者円滑入居住宅のうち、入居者を高齢者に限定した賃貸住宅。「高齢者専用」以外の規定はないため、設備やバリアフリーの有無は物件によって異なる。 居室の床面積や設備が一定基準を満たし、生活支援や食事、健康管理等のサービスを行っている住宅は「適合高齢者専用賃貸住宅」と呼ばれ、介護保険の居宅サービスである「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設もある。		
高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者専用賃貸住宅の中で、高齢者の住まいにふさわしいとして、都道府県の指定を受けた住宅。バリアフリー化され、緊急時対応サービスが設置されている。 物件によって家賃の減額制度もある。	高齢者(60歳以上) 単身・夫婦世帯等。	
家賃債務保証制度	高齢者円滑入居賃貸住宅に入居している60歳以上の方を対象に、家賃の支払債務等を保証する制度。連帯保証人の有無に関わらず制度の利用が可能。	高齢者円滑入居賃貸住宅に入居している、60歳以上の高齢者。	・高齢者家賃債務保証利用可能賃貸住宅検索ページ http://www.sergis-koujuuzai.jp/index.aspx

介護：介護給付サービス 予防：予防給付サービス

「介護保険法」に基づく施設・制度・事業

「老人福祉法」に基づく施設・制度・事業

「介護保険法」及び「老人福祉法」以外の法律に基づく施設・制度・事業



保護施設（生活保護法）

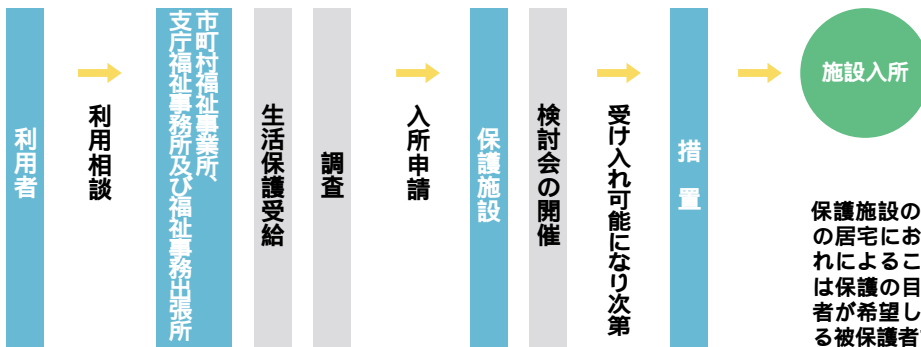
生活保護法に基づいて設置された施設。生活保護は居宅での現金支給を原則としますが、居宅において一定の生活を営むことが困難な者に対する補完的な役割を担う施設として設置されました。利用は「契約」ではなく市町村の「措置」によって行われます。

対象者 身体上又は精神上の理由や世帯の事情により支援が必要と思われる要支援者で、生活保護を受給している者。

担当窓口 市町村福祉事務所、支庁福祉事務所並びに福祉事務出張所

サービス受給までの流れ

保護施設は福祉事務所からの措置委託によって入所を受け入れる施設です。入所は本人からの申し込みではなく福祉事務所からの入所委託によって行われます。また生活保護法に基づいた施設であるため、生活保護の受給が前提となります。



保護施設の入所は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したとき」と生活保護法30条が定める被保護者である。

サービス一覧

保護施設は救護施設、更生施設、授産施設、医療保護施設、宿所提供施設の5種類があります。

	施設の概要	居住環境	サービス内容
救護施設 (施設一覧▶p119)	<p>身体・精神上の著しい障がいのため独立して日常生活を営むことが困難な人達を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。</p> <p>障がい種別に対象者を規定していない。このことから、身体障がいや精神障がい者等の福祉法による施設に馴染まない複合障がい者や、長期入院していた精神障がい者の退院先の受け皿としての利用が多い。</p> <p>また、近年では生活扶助の機能に加え、地域生活を希望する入所者の支援や、居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練を実施する場として、保護施設通所事業、居宅生活訓練事業等が順次制度化されている。全国に188か所設置されている。</p>	定員50名以上。 1居室4名以下。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援（介護サービス、健康管理、相談援助） リハビリテーションプログラム（身体機能回復訓練、日常生活動作・生活習慣等の訓練） 自己実現の支援（就労支援、作業活動、趣味・学習活動、レクリエーション） 地域生活の支援（通所事業、居宅生活訓練事業、グループホームの運営、配食サービス等）

保護施設通所事業

(目的)	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで、居宅で継続して自立生活が送れるように支援するとともに、保護施設からの退所を促進し、施設定員の有効活用を図ることを目的とする。
(対象施設)	生活保護法第38条に規定する救護施設又は更生施設
(事業内容)	通所訓練：施設への通所による生活指導・生活訓練等又は就労指導・職業訓練等 訪問指導：職員による居宅等への訪問による生活指導等
(事業の対象者)	原則、保護施設の退所者であつて、退所後引続き指導訓練等が必要と認められる者
(対象者の通所期間)	施設退所後1年以内。ただし、延長が有効と認められる者については、更に1年の延長を認めている。

居宅生活訓練事業	
(目的)	救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とする。
(事業の対象者)	生活保護法第38条に規定する救護施設に入所している者であって、6か月間の個別訓練を行うことにより、居宅において生活を送ることが可能であると認められる者
(訓練期間・対象人員)	訓練期間：原則6か月間 対象人員：1期3～5名
(訓練内容)	日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等） 社会生活訓練（公共交通機関の利用、通院、買い物、対人関係の構築等） その他、自立生活に必要な訓練

	施設の概要	居住環境	サービス内容
更生施設 (施設一覧▶p123)	救護施設と同様に、身体・精神に障がいがある人を受け入れて生活援助をする施設。対象者は介護の必要性が低く、社会復帰と自立を目的に入所していることが救護施設との違い。全国に18か所設置されている。	定員50名以上。 1居室4名以下。	<ul style="list-style-type: none"> 作業指導 職業訓練 生活全般の指導
授産施設	身体・精神上の理由や世帯の事情から職につくことが難しい人に対して、就労や技能の修得のための機会・便宜を与え、自立を助けるための通所施設。全国に21か所設置されている。	定員20名以上。	<ul style="list-style-type: none"> 作業支援・職業訓練（工賃が支給される） 生活全般の指導
医療保護施設	医療費の負担能力のない病人に対して、入院等の診察・治療を実践する施設。ただし実質的には、独立した機関というよりも、指定病院や診療所に付随する「許可病床」として運営されている。全国に64か所設置されている。	-	<ul style="list-style-type: none"> 身体または精神的な障がい、負傷、疾病等により医療的ケアが必要な人に対する診察・治療行為 身体に障がいを持った者のリハビリテーション
宿所提供施設 (施設一覧▶p124)	住居のない被保護者の世帯に住宅を提供するための施設。全国に10か所設置されている。	定員50名以上。 原則1居室1世帯が原則。 居室以外に炊事設備が設けられている。	<ul style="list-style-type: none"> 居室の提供。 (介護等の身辺の介助は原則として行わない)

！ 生活保護法と他の福祉サービスとの関係性について

生活保護の原理として、同法は最後のセーフティーネットであり、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等による援助を受けられる場合は、まずはそれらを活用する「他法優先」が定められている(生活保護法4条2項)。

！ 矯正施設での生活保護の申請について

生活保護における「補足性の原理」から、衣食医療が保証された矯正施設からは、生活保護を申請することは出来ない。しかし、退所後の受け入れ先が保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設)の場合は、退所後すぐの利用となるため、入所中に利用準備を整え、退所した日に該当市町村の福祉事務所で申請を行い、即日保護という流れになる。



シェルター機能を有する施設

対象者の支援にあたっては、刑期終了日と受け入れ先事業所とに生じた間（タイムラグ）をつなぐための、一時的な居場所の確保が必要となることがあります。施設は制度や設置主体、属する分野等、多岐にわたっているため、利用にあたっては確認が必要です。

施設一覧

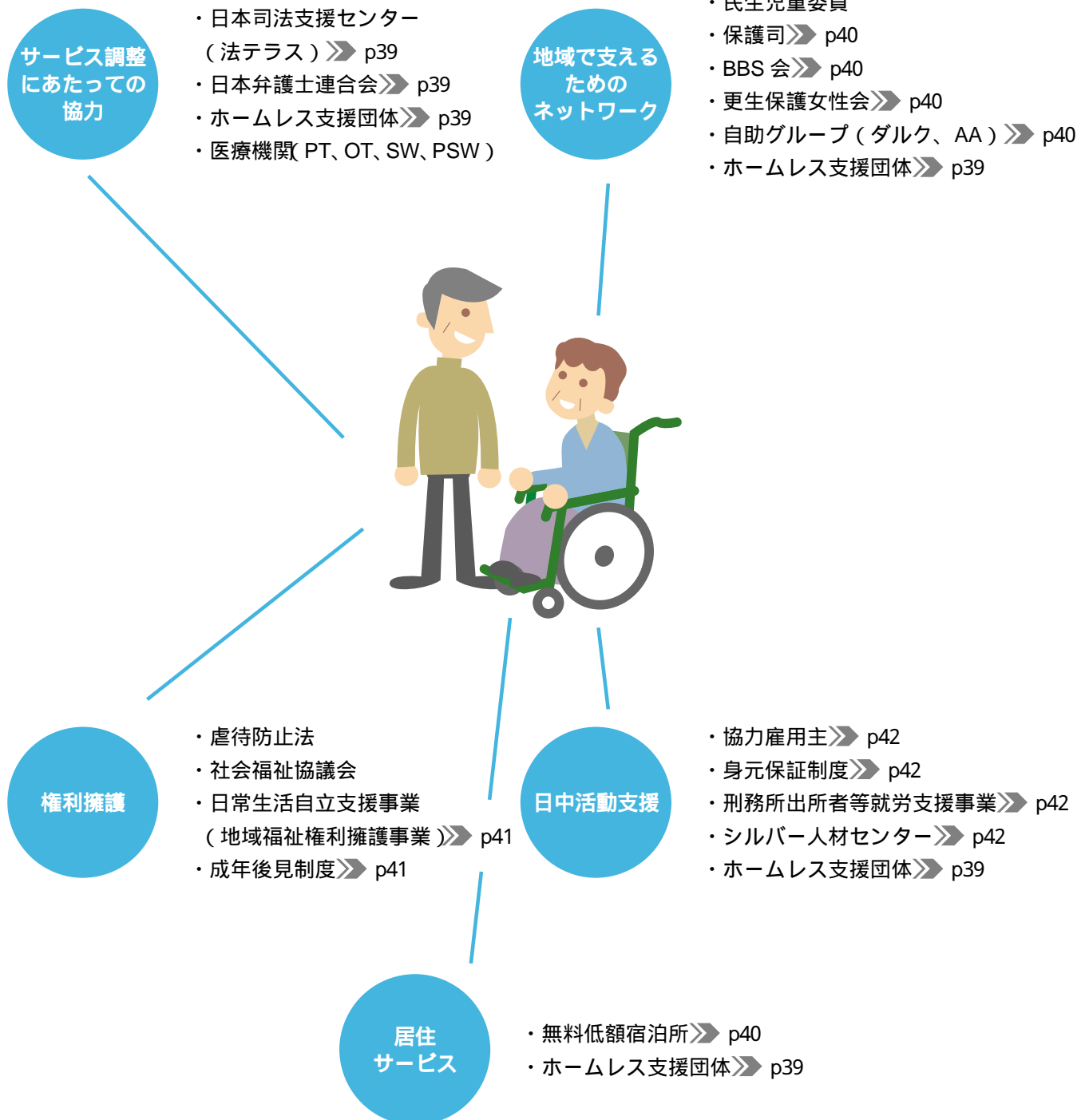
	施設の概要	対象者	問い合わせ先
更生保護施設	刑務所の満期出所者や、保護観察中の仮出所者らに、退所直後の食事や宿泊、就労相談等を行う施設。「更生緊急保護」が対象となる。	保護観察所から「更生緊急保護」の委託を受けた者（男女問わない）	・保護観察所 （>>p115）
救護施設	身体上又は精神上に著しい障がいのため日常生活を営むことが出来ない者を対象とした生活保護法上の施設。措置による入所となる。（>>p35参照）	身体又は精神上の理由や世帯の事業により支援が必要と思われる要支援者で生活保護を受給している者。（男女問わない）	・福祉事務所
婦人保護施設	売春防止法に基づく問題や、社会生活を営む上で問題を抱えている女性、又は配偶者からの暴力の被害者も保護の対象としている。入所による保護と、生活・就労等の指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者(事実婚含)からの暴力を受けた女性 ・売春に関わった、又は関わりそうな女性 ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所 ・福祉事務所
婦人相談所 一時保護所	売春防止法に基づく問題や配偶者からの暴力等、社会生活を営む上で困難な問題があり、緊急に保護することが必要と認められる女性を一時的に保護する施設。入居者の安全・安心の確保と共に医学的・心理的支援を行う。民間団体に委託する場合もある。各都道府県の婦人相談所に設置。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者(事実婚含)からの暴力を受けた女性 ・人身取引の被害を受けた女性 ・売春に関わった、又は関わりそうな方 ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護・援助を必要とする状態にあると認められる女性 	・婦人相談所
緊急一時宿泊事業 (シェルター)	路上生活者（ホームレス）に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する事業。全国7か所に設置（平成22年4月現在）。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の区域に起居する路上生活者又は路上生活になるおそれのある者(男女問わない) ・福祉事務所によって緊急一時的に宿泊施設の利用を必要と認めた者（男女問わない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県生活保護課 ・福祉事務所
ホームレス自立支援センター	路上生活者（ホームレス）に対して、宿所及び食事を提供すると共に、健康相談、生活相談・指導、職業相談・紹介等を行うことにより、就労による自立の支援等を実施する事業。全国20か所に設置（平成22年4月現在）。		
無料低額宿泊所	生活困窮者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅や宿泊所その他施設を利用させる事業（>>p40参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困っている低所得者及び生活困窮者 ・緊急保護を求める者 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県生活保護課 ・福祉担当課
その他民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人、社会福祉法人等による緊急一時保護施設 ・ホームレス支援団体 ・教会、寺院 etc 		各施設へ問い合わせ



その他のサービス・制度・事業

障がい者福祉、高齢者福祉、生活保護法以外にも、様々な社会資源がソフト、ハードともにあります。支援にあたってはこれらを有効に活用することが重要になります。

その他のサービスガイド



≫ 詳しい説明あり

サービス調整にあたっての協力

日本司法支援センター（法テラス）

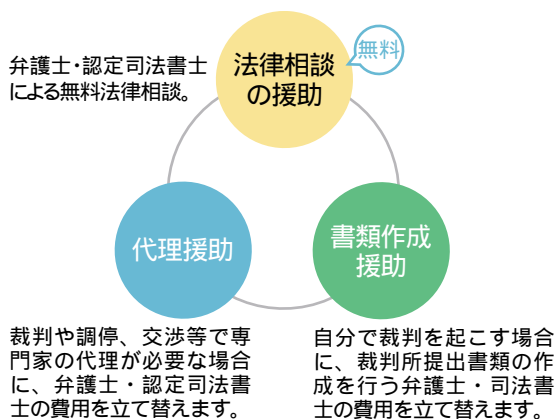
全国どこにいても、だれでも、法によるトラブルを解決するために必要な情報の提供を受け、弁護士や司法書士等のサービスを受けられるようにするための窓口です。司法制度改革の一環として平成18年10月に誕生しました。東京のコールセンター及び全国50か所に地方事務所が設置されています（平成21年4月現在）。

主な業務としては①情報提供業務（相談窓口の紹介）、②民事法律補助（経済力の乏しい人への無料法律相談と弁護士費用の立て替え等）、③司法過疎対策業務（法律サービスを十分に受けられない「司法過疎地」へ弁護士を派遣）、④国選弁護関連業務（起訴前の被疑者段階での「被疑者国選弁護人」の業務）、⑤犯罪被害者支援業務の5つがあります。

どのような時に使えるか？

多重債務整理・離婚問題・賠償問題等の解決（民事法律補助）

定着支援センターの支援対象者には、消費者金融からの借金による多重債務や、離婚問題、被害者への賠償について等民事上のトラブルを抱えている者がいます。これらの相談を無料で受け付けます。（事前予約制、資力要件の確認有り、相談時間は30分程度）。法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉等の弁護士等の代理が必要な場合や、本人で裁判を起こす場合で裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、弁護士・司法書士費用の立て替えを行います。



利用料金

- ・法律相談・相談窓口の紹介：原則無料
- ・代理援助、書類作成援助：弁護士・司法書士費用の立て替え（原則として、毎月1万円ずつご償還いただきます）

問い合わせ先

- ・コールセンター（全国共通）

法的トラブル：0570 - 078374
（PHS・IP電話：03 6745 5600）
平日 9：00～21：00
土曜日 9：00～17：00

- ・各都道府県の法テラス

ホームレス支援団体

路上生活者（ホームレス）の命と人権を守り、炊き出し等の支援を行いながら相談にのり、自立促進を行います。また、自立した後も再びホームレス生活にならないように継続したアフターケアを行っています。

ホームレス支援は民間から始まったこともあり、現在も活動の中心は民間団体によって担われています。公的な事業では「総合相談推進事業」「緊急一時宿泊事業（シェルター）（▶p37参照）」「ホームレス自立支援センター（▶p37参照）」が民間団体の委託等によって実施されています。

どのような方に使えるか？

路上生活者（ホームレス）
（障がいや年齢、所得等により対象者は限定されていません）

どのような時に使えるか？

各団体によって以下の様な事業が実施されています。利用にあたっては事業の確認が必要となります。

炊き出し
物資提供
保健・医療支援
宿所支援（シェルター）
相談支援
自立生活支援
居宅設置支援
保証人確保支援
就労支援

問い合わせ先

- ・NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク
ホームレス支援団体による全国ネットワーク。各都道府県のホームレス支援団体について問い合わせが出来る。

〒805 0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田2 1 32
TEL：093 571 1009
<http://www.homeless-net.org/>

- ・各都道府県の生活保護課もしくは福祉担当課

日本弁護士連合会

生活保護同行申請

福祉事務所への生活保護の申請に弁護士が同行します。法律家が付き添うことで、福祉事務所の申請拒否・申請回避を防ぐことができます。同行する弁護士への費用は個別の審査を行い、負担能力のない人は無料で利用できます。

実際の実務については日本司法支援センター（法テラス）に委託されます。

利用料金

生活保護同行申請：原則無料

問い合わせ先

- ・各都道府県の弁護士会

地域で支えるためのネットワーク

保護司

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱され、非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行うほか、関係機関団体と連携して犯罪予防活動を行っています。

問い合わせ先

- ・各都道府県の保護観察所（➡p115）
- ・各都道府県保護司会連合会

BBS (Big brothers and Sisters Movement)

「兄」「姉」のような身近な存在として、非行少年等とスポーツやレクリエーションを楽しんだり、悩み相談にのったりなどし、健やかに生活できるようにお手伝いを行います。全国に495の地区会があり、約4,300人の会員がいます（平成21年4月現在）。

どのような時に使えるか？

以下の様なBBS会の活動を活用し、非行少年等を地域で支えるためのネットワークを作ります。

更生保護施設や少年院の訪問
児童自立支援センター（施設）での学習支援
保護観察所を通して依頼があれば、保護観察対象者の方と個別に交友をもち遊びに行く等する。

問い合わせ先

- ・各都道府県BBS連盟（保護観察所内）（➡p115）

更生保護女性会

青少年の健全な育成を助け、非行や受刑をした人の更生に協力する民間のボランティア団体です。全国で1,309団体、約19万人の会員がいます（平成21年4月現在）。

どのような時に使えるか？

以下の様な更生保護女性会の活動を活用し、刑余者や非行者を地域で支えるネットワークを作ります。

刑務所や少年院等の訪問
更生保護施設へ物品の援助・入所者の慰問
地域で犯罪予防について話し合う「ミニ集会」の開催

問い合わせ先

- ・各都道府県更生保護女性連盟（保護観察所内）（➡p115）

自助グループ（ダルク、AA）

同じ問題を抱えて悩んでいる人々が一堂に会し、自らの問題を率直に語り合い、傾聴し合うことで、お互いに癒され、励まし合って、問題を解決して行こうとする集まりを「自助

グループ（Self Help Group）」と言います。

覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）市販薬、その他の薬物の依存症のある方による自助グループが「ダルク（Drug Addiction Rehabilitation Center）」です。リハビリ施設にて行われる、ミーティング（グループセラピー）及びレクリエーション活動から、新しい生き方を探ります。全国49か所で活動を行っています（平成21年4月現在）。

アルコール依存症の当事者による自助グループが「AA（Alcoholics Anonymous）」です。病院や施設等でのミーティング（語り合い）を通じて、アルコール依存症からの回復を目指します。家族のためのグループとして「AL-ANON（アラノン）」もあります。

どのような時に使えるか？

薬物やアルコールの依存症に悩んでいる方のピアカウンセリングとして
受け入れ先事業所の支援の補助としての活用

問い合わせ先

- ・ダルク

各都道府県ダルク
<http://www.yakkaren.com/zenkoku.html>

- ・AA日本ゼネラルサービスオフィス（JSO）

〒171 0014 東京都豊島区池袋4 17 10
TEL：03 3590 5377

居住サービス

無料低額宿泊所

生活困窮者のために、無料または低額な料金で簡易住宅や宿泊所その他施設を貸付けます。全国で439か所設置されています（平成22年2月現在）。

どのような方に使えるか？

- ・住宅に困っている低所得者及び生活困窮者等
- ・緊急保護を求める者

どのような時に使えるか？

宿所ごとに以下のサービスを提供しています。

- ① 宿所の提供のみ
- ② 宿所と食事を提供するもの
- ③ 宿所と食事に加え入所者への相談対応や就労指導等のサービスを提供するもの

利用料金

運営団体、法人によって異なる。

問い合わせ先

- ・各都道府県の生活保護課もしくは福祉担当課
- ・無料低額宿泊所を設置している法人等

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、判断能力が不十分な方が、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理サービス等を受けることの出来る事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となります。

どのような方に使えるか？

認知症や知的障がい・精神障がいがあり、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等を希望する人。「判断能力の十分でない人」が対象にされるという規定ですが、「金銭管理に不安を持つ人」も利用できます。

どのような時に使えるか？

福祉サービスを利用する時の支援

福祉サービスに関わる情報提供・助言、利用手続きの支援（申請の代行や同行、契約の代行や立会い）、苦情解決の支援等

日常的な金銭管理の支援

日常的な生活費に要する預貯金の払い出し、税金・公共料金・福祉サービス利用料等の支払い、医療費の支払い、家賃・地代の支払い、年金・手当の受領確認等。

通帳等の預かり

預かってもらえるもの：預金通帳、保険証書、不動産権利証、契約書、実印、印鑑登録カード、銀行届出印等。

利用料金

- ・相談や支援計画の作成は無料
- ・福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理支援、通帳等の預かりは負担料金あり（各都道府県で異なる）

問い合わせ先

- ・市町村社会福祉協議会

成年後見制度

認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な方に対して、日常生活自立支援事業では対応できない、福祉事業所とのサービス契約や財産管理等の意思決定の代行や支援を行います。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があり、障がいの種類や重さにより分かれています。

どのような時に使えるか？

下図参照

問い合わせ先

- ・家庭裁判所
- ・日本司法支援センター（法テラス）
- ・リーガルサポートセンター
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉士会等

	法定後見制度			任意後見制度
	成年後見	保佐	補助	
対象者	精神上の障がいにより、判断能力が常に欠け、日常的な買物等も出来ない者。重度の認知症、重い精神疾患、知的障がい等が該当する。	自覚しない物忘れがある、日常の買物はできるが重要な財産行為は難しい等、精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な人。中程度の認知症、重度でない精神疾患・知的障がい等が該当する。	物忘れはあるが自覚がある等、精神上の障がいによって判断能力が不十分であり、不動産の処分等重要な財産行為には支援が必要な者。軽い認知症や、知的障がい・精神障がい等が該当する。	自らが後見人を選び委託契約を結び、判断能力が不十分になった時の自己の生活、療育支援、財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与するもの。
主な手続き申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人等			本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者等
本人の同意	不要	不要	必要	可能なら必要
付与される権限	取消権・代理権	同意権・取消権・代理権		代理権のみ
同意権・取消権の対象	法律全般行為 日常生活の行為は除く	重要な財産行為 9項目に限定 追加は可能	重要な財産行為 9項目の内、家庭裁判所が認めたもの	なし

日中活動支援

協力雇用主

犯罪や非行歴のある人を差別することなく積極的に雇用し、社会復帰に協力してくれる民間の事業者です。現在、全国に8,471の協力雇用主がいます（平成22年2月1日現在）

どのような方に使えるか？

就労を目指す、刑務所退所者、少年院退院者、保護観察対象者。

どのような時に使えるか？

正社員としての就職の他に、パート・アルバイト、派遣社員の求人もある。また職場体験講習での利用も可能。

問い合わせ先

- ・職業安定所
- ・各都道府県の保護観察所（▶▶p115）

身元保証制度

犯罪や非行をした人の立ち直りのため、雇用主が少しでも安心感を持って、より多くの雇用が実現できるよう、就労時に身元保証人が確保できない人について、1年間身元保証をし、本人が雇用主に対して業務上の損害を与えた場合に100万円を上限として見舞金を支払う制度です。NPO法人全国更生保護就労支援会により実施されています。

保護観察所、職業安定所等から求職者の紹介

面接

採用内定

身元保証制度実施決定の連絡
保証内容の確認

就労開始と同時に身元保証開始
（この日から1年間保証される）

どのような方に使えるか？

- ・保護観察を受けている人
- ・刑務所等や少年院を退所（退院）して、原則として6か月以内の人（更生緊急保護の対象となる人）

利用料金

身元保証制度利用料については、更生保護法人の補助等により、ほとんどの場合本人が負担することなく利用できます。

問い合わせ先

- ・各都道府県の保護観察所（▶▶P115）

刑務所出所者等就労支援事業

受刑者・在院者に対しては社会復帰に向けた社会適応訓練及び職業訓練を行い、退所に向けて矯正施設と職業安定所が連携して就労につなげていきます。

保護観察対象者・更生緊急保護対象者に対しては保護観察所が職業安定所と連携して、就労支援セミナーやトライアル雇用等のメニューを活用して就労につなげていきます。

どのような方に使えるか？

刑務所退所者、少年院退院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者。

どのような時に使えるか？

- ・刑務所及び少年院と連携した職業相談・職業紹介等の実施
- ・職場体験講習の委託
- ・職業安定所職員等による就労支援メニューの策定
- ・担当者制による職業相談・職業紹介の実施
- ・職場適応・定着支援等

問い合わせ先

- ・職業安定所

シルバー人材センター

人口の高齢化が進むなかで、就職は望まないが働く機会を得たい、何らかの収入を得たいという健康で働く意欲のある高齢者が増えています。

シルバー人材センターはこのような定年退職者等の高齢者が、臨時的且つ短期的な軽作業や特別な知識や技術を要する等の就労やボランティア活動を行い、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会へ貢献することを目的とした組織です。

どのような方に使えるか？

シルバー人材センターの趣旨に賛同し会員になった60歳以上の健康で働く意欲のある方

どのような時に使えるか？

高齢の支援者の日中活動として。

問い合わせ先

- ・各都道府県及び地域のシルバー人材センター
- ・社団法人 全国シルバー人材センター事業協会

〒135 0016 東京都江東区東陽3 23 22
東陽 AN ビル3階

TEL : 03 5665 8011

http://www.zsjc.or.jp/